

## 建築基準法第86条第1項、第2項及び第86条の2第1項認定手数料

(甲府市)

### 【認定申請手数料】 (N：建築物の数)

- ① 法86条第1項の規定に基づく認定
  - ・ 建築物の数が1である場合：50,000円
  - ・ 建築物の数が2以上である場合： $28,000円 \times (N - 1) + 50,000円$
- ② 法86条第2項の規定に基づく認定
  - ・ 既存建築物を除く建築物の数が1である場合：78,000円
  - ・ 既存建築物を除く建築物の数が2以上である場合： $28,000円 \times (N - 1) + 78,000円$
- ③ 法86条の2第1項の規定に基づく認定
  - ・ 既存建築物を除く建築物の数が1である場合：78,000円
  - ・ 既存建築物を除く建築物の数が2以上である場合： $28,000円 \times (N - 1) + 78,000円$
- ④ 法86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消し
  - ・ 現に存する建築物の数  $\times 12,000円 + 6,400円$

※なお、別棟の附属建築物のうち自転車置場、物置、受水槽上屋、浄化槽設備上屋、ポンプ室、ガスボンベ庫等で各々延べ面積が10㎡未満のものについては、認定申請手数料の算定対象外となります。